

2、二項

抗告審を引き続き受任するときの減額規定である。

3、三項

追送致される少年事件が同種の場合の減額規定である。

4、四項

検察官送致の場合の弁護士報酬は三〇条以下によること、少年事件の着手金の範囲内で減額することができることを規定している。

第四章 手数料

(手数料)

第三十八条 手数料は、この会規に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第十四条ないし第十六条の規定を準用する。

一 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	二〇万円に第十七条第一項の着手金の規定により算定された額の一〇%を加算した額
即決和解（本案手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	特に複雑又はある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
示談交渉を要する場合	示談交渉を要しない場合	三〇〇万円以下の部分 三〇〇万円を超える部分 三、〇〇〇万円以下の部分 三、〇〇〇万円を超える部分 三億円以下の部分 三億円を超える部分 ○・五%

			公示催告	
		倒産整理事件の債権 届出	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
	簡易な家事審判事件（家事審判法第九 条第一項甲類に属する家事審判事件で 事案簡明なもの。）	基 本	五万円以上一〇円以下	
二 裁判外の手数料	特 に 複 雜 又 は 特 殊 な 事 情 が あ る 場 合	特 に 複 雜 又 は 特 殊 な 事 情 が あ る 場 合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
項 目	分 類	手 数 料		
法律関係調査（事実 関係調査を含む。）	基 本	五万円以上二〇万円以下		
特 に 複 雜 又 は 特 殊 な 事 情 が あ る 場 合	特 に 複 雜 又 は 特 殊 な 事 情 が あ る 場 合	弁護士と依頼者との協議により定める額		

成 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

定

型

上のもの	益の額が一億円以上	経済的利のもの	億円未満	円以上一萬	○○○○万円	益の額が一、〇〇一万円未満のもの	益の額が一〇〇〇万円未満のもの	益の額が一〇〇〇〇万円未満のもの
	三〇万円以上			二〇万円			一〇万円	

内容証明郵便作成		公正証書にする場合	又は特殊な事情がある場合	特に複雑	非定型		基本
基本	基本				三〇〇万円以下の部分	三〇〇万円を超える部分	
三万円以上五万円以下		右の手数料に三万円を加算する。	弁護士と依頼者との協議により定める額		三億円を超える部分	三億円以下の部分	一〇万円 一%

			特に複雑又は特殊な事情がある場合
ある場合 な 事 情 が 特 に 複 雑	非 定 型	定 型	
弁護士と依頼者との協議により定める額	遺言書作成	一〇万円以上二〇万円以下	

		遺言執行		
合 同	遺言執行に裁判 手続を要する場 合	特に複雑又は特 殊な事情がある 場合	基　本	公正証書にする 場合
	弁護士報酬を請求することができる。	弁護士と受遺者との協議により定める額	三〇〇万円以下の部分 三〇〇万円を超える部分 三億円以下の部分 三億円を超える部分	右の手数料に三万円を加算する。 三〇〇万円以下 三〇〇万円を超える 二% 一% 〇・五%

会社設立等以外の 申請手続	会社設立等 設立、増減資、 合併、分割、組 織変更、通常清 算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又 は増減資額に応じて以下により算出された額。 ただし、合併又は分割については二〇〇万円を、 通常清算については一〇〇万円を、その他の手 続については一〇万円を、それぞれ最低額とする。
会社設立等の 申請手続	一、〇〇〇万円以下の部分 一、〇〇〇万円を超える部分 二、〇〇〇万円以下の部分 二、〇〇〇万円を超える部分 一億円以下の部分 一億円を超える部分 二〇億円以下の部分 二〇億円を超える部分 ○・五% ○・三%	一、〇〇〇万円以下の部分 一、〇〇〇万円を超える部分 二、〇〇〇万円以下の部分 二、〇〇〇万円を超える部分 一億円以下の部分 一億円を超える部分 二〇億円以下の部分 二〇億円を超える部分 ○・五% ○・三%

			登記等
		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき一、〇〇〇円とする。
	株主総会等指導	基 本	三〇万円以上
現物出資等証明（商法第七十三条第三項等及び有限会社法第十二条の二第三項等に基づく証明）	株主総会等指導 も準備する場合	五〇万円以上	一件三〇万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）			次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。

給付額が一五〇万円以下の場合 三万円
給付額が一五〇万円を超える場合

給付金額の 一二%

旧会規では散在して各種手数料が規定されていたのに対応する。

示談交渉を要しない即決和解、契約書及び遺言書の各作成など報酬の種類が手数料であるものについて裁判上、裁判外の各手続に分けた一覧表に一括するとともに、民事事件の算定率の引用を避け、事件の種類に対応して算定する個別の通減率を設けた。

手数料の意義は、三条二項を参照されたい。

支払時期は、依頼者との協議により定められたときである（四条）が、遺言執行については、遺言に定めがあれば、これに従い、定めがなければ、相続人と協議して決定された時期である。

1、裁判上の手数料

I、証拠保全

旧会規二四条に対応する。

最低額を五万円から一〇万円に増額し、民事事件の着手金の一〇%から三〇%を加算するとしていたのを、一〇%の加算とした。

① 基本

二〇万円に一七条一項の着手金の規定により算定された金額の一〇%を加算した金額

② 例外

特に複雑又は特殊な事情がある場合。

弁護士と依頼者との協議により定める金額。

II、即決和解事件

旧会規二二条に対応する。

① 示談交渉を要しない場合について、新たに独自の四段階の遞減率を定めた。

三〇〇万円 → 三〇〇〇万円 → 一〇万円

三〇〇〇万円 → 三億円 → 一% + 七万円

三〇〇〇万円 → 三億円 → ○・五% + 一二三万円
○・三% + 八二万円

② 示談交渉を要する場合

示談交渉事件となり、一八条又は二二条ないし二四条の各規定により算定された弁護士報酬を受ける。

③ 即決和解手数料を受けた場合は、契約書その他の文書を作成してもその手数料を請求することはできない。

III、公示催告

旧会規二七条に対応する。

即決和解の示談交渉を要しない場合と同額である。

IV、倒産整理事件の債権届出

旧会規二八条四項に対応する。

五万円以上一〇万円以下

特に複雑または特殊な事情のある場合

弁護士と依頼者の協議により定める金額

報酬金はないので、債権者集会への出席等をも含む場合は、特殊な事情のある場合とするか、又は時間制による等の工夫が必要である。

V、簡易な家事審判

家事審判法九条一項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なものである。

旧会規一八条四項に対応する。

一〇万円以上二〇万円以下

2、裁判外の手数料

I、法律関係調査

事実関係調査を含むことが明示されたので、相続財産の調査を依頼された場合等はこの手数

料によることとなる。

旧会規一〇条三号に対応する。

五万円以上三〇万円以下

特に複雑または特殊な事情のある場合

弁護士と依頼者の協議により定める金額

II、契約書類及びこれに準ずる書類の作成

旧会規一一条に対応する。契約書の類型を分けそれぞれの手数料を制定した。

① 定型

経済的利益

一、〇〇〇万円未満

一〇万円

(日弁連規程の範囲は五万円から一〇万円)

一、〇〇〇万円以上一億円未満 二〇万円

(日弁連規程の範囲は一〇万円から三〇万円)

一億円以上

(日弁連規程の範囲と同一)

(2) 非定型

ア、基 本

三〇〇万円 一〇万円

三〇〇万円(三、〇〇〇万円

一% + 七万円

三〇〇万円(三億円

○・三%十二八万円

三億円(

○・一%十八八万円

イ、特に複雑または特殊な事情のある場合

弁護士と依頼者の協議により定める金額

③ 定型、非定型の意義

定型とは「市販の契約書用紙を基本にして、少し書き替えただけで完成できる程度のもの」をいう。非定型とは「弁護士が調査研究や創意工夫をして作成したもの」をいう(「弁護士の値段」五一頁)。

弁護士が調査研究や創意工夫をして作成したものを、ワープロの書式に登録し、一部の事項を変更して契約書を作成するような場合は、その弁護士にとっては定型的処理であっても、報酬会規上は非定型の契約書である。

非定型の中の基本か、特殊複雑かについては、涉外関係の契約書などは特殊複雑に該当することが多いと思われるが、国内の契約書でも、独禁法の適用を考慮して特許権のライセン

ス契約書を作成する等の場合は特殊複雑に該当することが多いと思われる。

何れにせよ、依頼者に対し、どのような理由から、非定型なのか更にその中の特殊複雑なのかを説明しなければならないことはいうまでもない。

④ 公正証書にする場合

三万円を加算する。

⑤ 経済的利益について

一四条ないし一六条を準用して、契約の目的物の価額により算定する。

売買契約についてはその代金額、賃貸借契約については一四条六号により賃借権の額等である。

また、契約書の雛型を作成するような場合は、契約書の金額が存在しないので、算定不能として八〇〇万円とすることもできるが、一回限りの契約書ではなく、爾後依頼者が繰返して利用することなど特殊事情が存在するのであるから、依頼者と協議して金額を決定すべきこととなる。

特約店取引契約書、継続的売買の基本契約書等も経済的利益を算定し難いことが多いと思われる。

就業規則や会社の内部の各種規程等も契約書に準ずる書類として本条の適用があるがこれらについては、経済的利益が算定不能ということになる。

これら、経済的利益算定不能の場合は、作成の労力等を勘案して、依頼者と協議決定することとなる。

経済的利益を算定し難い契約書等については手数料によることなく、時間制によることも検討する必要がある。

III、内容証明郵便

新設の規定である。日弁連旧規程一一条二項には内容証明郵便作成の場合の規定が存在したが、東弁では内容証明郵便のみの受任は好ましくないとの観点で規定を置かなかつたものである。

日弁連規程では、弁護士名の表示の有無により区別するが、東弁会規では区別をせず、基本が三万円以上五万円以下である。

特に複雑または特殊な事情のある場合

弁護士と依頼者の協議により定める金額

内容証明郵便のみの受任というのは実例は多くないかも知れない。何故ならば、内容証明郵便を発して相手方から回答があれば、通常は示談交渉事件に発展するものと思われるからである。

IV、遺言書作成

旧会規一一条二項に対応する。

遺言書の類型を分け、それぞれの手数料を制定した。

- ① 定型
- ② 非定型

ア、基 本

三〇〇万円 一〇〇万円

三〇〇万円～三、〇〇〇万円

一%+一七万円

三、〇〇〇万円～三億円

〇・三%+三八万円

三億円～

〇・一%+九八万円

イ、特に複雑または特殊な事情のある場合

弁護士と依頼者の協議により定める金額

③ 定型、非定型の区別

契約書の説明を参考とされたい。遺言者の意思能力等について後日紛争となる恐れのない場合であって、遺産の総額・種類・数量等が比較的少なく、かつ相続人の相続分だけを決めたり、相続人と相続財産との組み合わせを決めるだけであれば「定型」と考えられる場合が多いと思われる（「弁護士の値段」五三頁）。

高齢者が入院中にする遺言について、医師に立会つてもらい精神状態を確認して行う場合等は、非定型の特殊複雑に該当することが多いと思われる。

④ 公正証書にする場合

三万円を加算する。

⑤ 経済的利益について

遺言のうち、遺贈、相続分の指定・遺産分割方法の指定（相続させる旨の遺言）等については、対象となる財産の額により算定することとなる。

なお、夫婦間に子がなく、夫の推定相続人が妻と兄弟姉妹であって、夫が妻に遺産を全部相続させる旨の遺言をする場合などは、遺言書には遺産が明示されていなくとも、遺言時点の遺産の総額を経済的利益とすべきである。

認知、相続人の廃除等の非財産的事項に関する遺言については、経済的利益を算定することはできないので、算定不能とし、算定可能な部分と合算することとなる。

V、遺言執行

旧会規一一条の三に対応する。

① 基本

三〇〇万円

三〇〇万円～三、〇〇〇万円

三、〇〇〇万円～三億円

二%+ 二四万円

一%+ 五四万円

〇・五%十二〇四万円

三億円～

②

特に複雑または特殊な事情のある場合

弁護士と受遺者の協議により定める金額

③

経済的利益の算定

イ、財産事項

執行対象の価額による。

ロ、身分事項

認知は民法七八一条、戸籍法六四条により認知届を提出することが執行の内容である。

成人の場合は民法七八二条に基づき承諾が必要であるから承諾を得る必要がある。

民法八三九条の後見人の指定、同法八四八条の後見人、監督人の指定も戸籍法八三条、八五条により届出をすることが執行である。

民法八九三条の廃除、同八九四条の廃除の取消は家庭裁判所に審判（家事審判法九条一項乙類九号）を申立てることが執行の内容である。

これら、身分上の事項については、一六条の規定を準用し八〇〇万円として算定することとなる。ただし、戸籍届けのみですむ事項については、手数料の額を減額する必要がある。

④ 報酬の決定方法

民法一〇一八条一項但書に基づき遺言書に報酬に関する定めがあればこれに従う。

遺言書の中に、「遺言執行者が所属する東京弁護士会の報酬会規三八条所定の遺言執行手数料の基本額を遺言執行者の報酬とする、ただし、裁判手続を要する場合は別に裁判手続に要する弁護士報酬に従つた報酬を加算する」等の条項があればこれに従うこととなる。

複雑又は特殊な事情が発生すると見込まれる場合に、相続開始後受遺者との協議により定めた額とすることが可能であることに鑑み、遺言書において、基本額を上回る報酬例えは「遺言執行者の報酬は遺産の三%、ただし最低額は三〇万円とする」等の定めをすることは可能であり、この場合はその定めに従う。

民法一〇一五条により、遺言執行者は相続人の代理人であるとみなされているから、被相続人の死亡後、相続人との協議が調えれば、遺言者の定めた報酬額と異なる報酬を決めることは差し支えないものである。特に複雑または特殊な事情のある場合に「弁護士と受遺者の協議により定める金額」としたのは、その趣旨である。

相続人の他に相続人でない者が受遺者となっている場合は、相続人及び受遺者と協議することになろう。遺産の全部が、相続人でない者に遺贈されている場合は受遺者と協議することとなる。民法一〇二一条によれば遺言執行の費用は相続財産が負担することになるが、遺言執行の報酬は同条所定の費用である。そして相続財産が全部受遺者に帰属するのであるから、受遺者と協議する以外の方法はないことになる。

遺言書に報酬に関する定めがなく、相続人と協議が調わない場合には、民法一〇一八条一

項本文に従い、家事審判法九条一項甲類三六号に基づき、家庭裁判所に対して報酬の付与を求める審判を申立てることができる。

⑤ 「相続させる」型の遺言など民法上の遺言執行の余地のない場合

農地法の許可手続や登録免許税等の関係で、遺言者から相続人に遺産を取得させる遺言の作成について依頼を受けた場合、不動産について「相続させるという」遺言をすることが多い。このような遺言は遺産分割方法の指定であり、相続人が単独で登記手続が可能であり、民法上遺言執行の余地はないものである。

しかし、報酬会規の関係では登記が為された場合、遺言が実現したのであるから、遺言執行として手数料を算定するものである。もしそうでないとすると、遺言者や相続人の期待に反し、遺贈の遺言を勧めざるを得ないこととなり、却って、依頼者の利益に反することになるからである。

⑥ 遺言執行に裁判手続を要する場合

遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する弁護士報酬を請求できることが定められている。
イ、裁判手続の意義

ここに裁判手続を要する場合は、狭義では、遺言執行者が当事者適格を有するため訴訟当事者となる場合である。しかし、調停、示談交渉、仲裁センターにより解決する場合を除外する理由はないのでこれらの場合にも調停示談交渉事件の弁護士報酬を加算できる

ものと考えられる。訴訟を提起せずに解決することができるにもかかわらず、訴訟を提起するようなことは却って、費用の増大を来すことになり不合理だからである。

口、積極的な場合

遺言を執行する為に原告等積極的に手続を取った場合は、当然裁判手続による加算の対象となる。

例えば、遺贈の目的不動産が第三者名義であるため所有権移転登記抹消登記手続訴訟を提起し遂行する場合である。

なお、廃除や廃除取消は当然に遺言執行者が家庭裁判所に審判を求める方法によるのであるから、これ自体が遺言の執行と見るべきであり、裁判手続による加算の対象とはならないものと解される。

遺言執行者は民法上は相続人の代理人とみなされるが、訴訟法上は法定訴訟担当として裁判手続の当事者となる。

廃除の申立では、当事者たる申立人として（実質的には遺言者に代わって）相続人を相手方として廃除を申立てるのであるし、遺贈の目的不動産が相続人の一人の名義である場合に、原告として当事者となり、この者を被告として所有権移転登記抹消登記手続訴訟を提起することができるとされている。

遺言の執行に関する訴訟手続については、遺言執行者は当事者であるから形式的に双方

代理ではないのみならず、利益相反にも該当しないものである。

ハ、消極的な場合

消極的に被告となる場合、例えば、相続人から遺言無効訴訟を提起された場合も、遺言執行者となつた為に訴訟当事者となり、遺言の有効性を主張することになるのであるから、広い意味では遺言執行に含まれるものと解される。

ニ、弁護士報酬の内容

当事者として遂行する業務が訴訟代理人として遂行する業務となんら異なるところがないことから、通常の民事事件の弁護士報酬額を請求できるものとされているのである。

ホ、加算の要件

a、遺言に定めのある場合

遺言者が遺言の中に、裁判手続が必要となつた場合の弁護士報酬額を定めている場合は、これに基づき裁判手続に関する弁護士報酬を加算できることは明らかである。

逆に、明示的に裁判手続が必要となつた場合も含め遺言執行の報酬を定めている場合はこれに従う他はない。弁護士は、通常、遺言作成の段階から関与するのが普通であるから、遺言の報酬条項を工夫して置く必要がある。

相続人と協議して同意が得られるならば、裁判手続を要することを理由として、遺言に定めた報酬の額を超える額を加算することは可能である。

必要な裁判手続に比較して、遺言に定められた弁護士報酬の額が低廉であり、加算について相続人の同意も得られず、到底遺言執行を継続することができない場合は民法一

○一九条に従い家庭裁判所の許可を得て、任務を辞することができる。

b、遺言に定めのない場合

遺言の中に、規定がない場合でも相続人と協議して、弁護士報酬を決定することができる。

へ、遺言執行者が裁判手続を他の弁護士に委任した場合

遺言執行者たる弁護士が他の弁護士に委任して訴訟手続を遂行することは差し支えない。
その場合、弁護士報酬は民法一〇二一条所定の遺言執行の費用として別に受けられる。

遺言執行者たる弁護士と、代理人の弁護士の双方が現実に手続を遂行した場合は、第六条を類推適用して、遺言執行者たる弁護士の弁護士報酬と代理人たる弁護士の弁護士報酬を決定すべきであろう。

VI、会社設立等

旧会規一二条に対応する。新たに分割と通常清算について規定され、料率が若干上げられた。
会社の分割とは、現物出資、財産引受、事後設立等により、実質的に会社の一部門を別個の会社とすることを総称するものである。

速算表の形式にすれば次の通りである。

資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額

一、〇〇〇万円	四%
二、〇〇〇万円	三% + 一〇万円
一億円	二% + 三〇万円
一億円	一% + 一三〇万円
一〇億円	〇・五% + 一三〇万円
一〇億円	〇・三% + 六三〇万円

合併、分割の最低額は一〇〇万円である。

通常清算の最低額は一〇〇万円である。なお、特別清算については二七条に規定されている。
その他の手続の最低額は一〇万円である。

VII、会社設立等以外の登記等

旧会規一三条に対応する。

登記申請事務は弁護士法三条の「その他一般の法律事務」に該当するものであり、弁護士が、
争訟事件とは関係なく商業登記を含む登記手続について業として行うことができるることは当然
のことと解されていた。

弁護士法三条は、司法書士以外の者の登記申請の代理を禁ずる司法書士法一九条一項但書の
「その他の法律に別段の定めがある場合」に該当すると解されるからである。

ちなみに、登記申請については司法書士にのみ代理権が存在するとして、埼玉県司法書士会が提訴した事件において、弁護士が登記申請業務を行えることが改めて確認されている（東京高判平成七・一一・二九、判時一五五七・五一）。

① 申請手続

一件五万円。事案によっては依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。

② 交付手続

登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は一通一、〇〇〇円

なお、相続人調査等に伴い、戸籍謄本の交付を受ける場合は、Iの法律関係調査に該当する。

VIII、株主総会指導

旧会規一三条の二に対応する。

基本額の最低額が一〇万円から三〇万円に、総会準備も指導する場合の最低額が一〇万円から五〇万円にそれぞれ増額された。

IX、現物出資等証明

旧会規一二条の二に対応する。

一件三〇万円。不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、依頼者との協議により適正

妥当な範囲内で増減ができる。

X、簡易な自賠責請求

新設の規定である。

① 納付額が一五〇万円以下の場合。

三万円

② 納付額が一五〇万円を超える場合。
納付額の二%